

平成22年10月29日判決言渡 同日原本領取 裁判所書記官 神戸由里子  
平成21年(ワ)第38560号 損害賠償請求事件  
口頭弁論終結日 平成22年9月8日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

東京都

被 告

植物燃料投資事業組合

(以下「被告投資事業組合」という。)

同代表者業務執行組合員

株式会社エスボインベストメント

同代表者代表取締役

田 宮

東京都

被 告

株式会社エスボインベストメント

(以下「被告エスボ社」という。)

同代表者代表取締役

田 宮

住民票上の住所

被 告 田 宮

(以下「被告田宮」という。)

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して1188万円及びこれに対する被告投資事業組合及び被告エスボ社については平成21年12月5日から支払済みまで、被告田宮については同月21日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

主文と同じ

##### 第2 当事者の主張

###### 1 請求原因

###### (1) 当事者

ア 兵藤 [ ] (以下「兵藤」という。) は、ジー・アル・エス株式会社(以下「G R S 社」という。) の従業員であった。

イ G R S 社は、平成20年6月11日に資本金1円で設立された株式会社である。

ウ 被告投資事業組合は、被告エスボ社を業務執行組合員とする組合である。

エ 被告エスボ社は、平成17年7月に設立された、匿名組合財産の運用及び管理、匿名組合の持分の募集並びに管理等を目的とする株式会社である。

オ 被告田宮は、被告エスボ社の設立時から現在まで、同社の代表取締役を務める者である。

カ 日本植物燃料株式会社(以下「日本植物燃料社」という。) は、バイオマス燃料の研究、開発、輸出入、経営コンサルティング並びに企業提携の仲介、集金代行業等を目的とする株式会社である。

###### (2) 日本植物燃料社の未公開株(以下「本件未公開株」という。) の購入

原告は、兵藤の勧誘により、G R S 社から、下記のとおり、本件未公開株合計18株を代金合計1080万円で購入した。

ア 平成20年7月4日、本件未公開株6株を代金360万円で購入した。

イ 同月16日、本件未公開株5株を代金300万円で購入した。

ウ 同月22日、本件未公開株1株を代金60万円で購入した。

- エ 同年8月18日，本件未公開株1株を代金60万円で購入した。
- オ 同月22日，本件未公開株1株を代金60万円で購入した。
- カ 同年9月4日，本件未公開株3株を代金180万円で購入した。
- キ 同年10月24日，本件未公開株1株を代金60万円で購入した。

#### (3) 兵藤の不法行為責任

兵藤は，原告に対し，G R S社が適法に株を販売する資格がない無登録業者であること，本件未公開株がいわゆるグリーンシート銘柄でなく，日本証券業協会の自主規制規則により，登録業者であってもその販売が禁止されていること，その本来的価値に比して少なくとも数倍の価格であることなどを秘して，「日本植物燃料社が来年2月には上場する，上場すれば本件未公開株は何倍にも値上がりする」などといった断定的判断を提供し，販売価格が好条件であるかのように裝って，株式の適正価値を判断する能力はもちろん，判断をするための情報を探知する能力すら有していないかった原告をしてそのように誤信させ，上記(2)記載のとおり本件未公開株を購入させた。以上のような行為は取引公序を著しく逸脱した詐欺的なものであり，民法709条の不法行為に該当する。

#### (4) G R S社の不法行為責任

G R S社は，兵藤の上記不法行為について民法715条の使用者責任を負うにとどまらず，違法な未公開株販売を業として行うものとして，法人としての固有の不法行為責任を兵藤と共同して負うものというべきである（同法709条，719条1項）。

#### (5) 被告投資事業組合及び被告エスボ社の不法行為責任

被告投資事業組合及び被告エスボ社は，G R S社と共謀し，又は，G R S社が，無登録で，一般投資家に対し，その本来的価値に比して著しく高額で，その旨を秘して販売することを認識し，若しくは容易に認識し得たにもかかわらず，G R S社に対し，本件未公開株を譲渡し，もってG R S社の上記不

法行為を帮助したものであり、G R S社とともに共同不法行為責任を負う（民法709条、719条2項）。

(6) 被告田宮の取締役としての責任

被告田宮は、被告エスボ社の代表取締役として、被告エスボ社の業務執行全般につき違法な業務執行がされないよう監視監督すべき義務を負うところ、G R S社と共謀し、又は、G R S社が、無登録で、一般投資家に対し、その本来的価値に比して著しく高額で、その旨を秘して販売することを認識し、若しくは容易に認識し得たにもかかわらず、被告投資事業組合及び被告エスボ社をして、G R S社に対し、本件未公開株を譲渡し、もってG R S社の上記不法行為を帮助させたものであり、取締役としての責任を負う（会社法429条1項）。

(7) 損害

原告は、本件不法行為により、G R S社への支払額1080万円及び弁護士費用相当損害金108万円、合計1188万円の損害を被った。

(8) まとめ

よって、原告は、被告らに対し、被告投資事業組合及び被告エスボ社については民法709条、719条2項の不法行為に基づき、被告田宮については会社法429条1項に基づき、損害金1188万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 2 請求原因に対する認否

- (1) 請求原因(1)ア及びイはいずれも知らない。ウないしカはいずれも認める。
- (2) 請求原因(2)ないし(4)はいずれも知らない。
- (3) 請求原因(5)ないし(7)はいずれも否認し、争う。被告エスボ社は、金融商品取引法にも証券取引法にも違反していない。

## 第3 当裁判所の判断

## 1 請求原因(1)について

- (1) 証拠（甲1，14，原告本人）によれば、請求原因(1)アの事実が認められる。
- (2) 本件訴状の添付書類として提出されたG R S社の履歴事項全部証明書によれば、請求原因(1)イの事実が認められる。
- (3) 請求原因(1)ウないしカはいずれも当事者間に争いがない。

## 2 請求原因(2)について

証拠（甲1，甲6の1ないし6の18，14，原告本人）によれば、請求原因(2)の事実が認められる。

## 3 請求原因(3)について

- (1) 各末尾記載の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

ア G R S社は、金融商品取引業の登録を受けていなかった（弁論の全趣旨）。

イ 本件未公開株は、いわゆるグリーンシート銘柄でなく、日本証券業協会の自主規制規則により、登録業者であってもその販売が禁止されているものであった（弁論の全趣旨）。

ウ 日本植物燃料社が平成19年11月28日に新株発行をした際の払込価格は1株2万円であり、日本植物燃料社の第9期（平成19年8月1日ないし平成20年7月31日）の期末の時点における本件未公開株の1株当たりの純資産額はわずか1592.29円であった（甲10，17）。

エ 兵藤は、原告に対し、上記アないしウ記載の事実を告げることなく、「日本植物燃料社が来年2月には上場する、上場すれば本件未公開株は何倍にも値上がりする」などと説明し、本件未公開株を購入させた（甲14，原告本人）。

オ 原告は、本件未公開株を購入した当時、75歳の一人暮らしの女性であり、投資信託を購入したことはあるが、株式投資の経験は全くなく、株式の適正価値を判断する能力はもちろん、判断をするための情報を探知する

能力すら有していなかった（甲14、原告本人）。

(2) 上記各事実によれば、兵藤は、原告に対し、G R S社が適法に株を販売する資格がない無登録業者であること、本件未公開株がいわゆるグリーンシート銘柄でなく、日本証券業協会の自主規制規則により、登録業者であってもその販売が禁止されていること、その本来的価値に比して少なくとも数倍の価格であることなどを秘して、「日本植物燃料社が来年2月には上場する、上場すれば本件未公開株は何倍にも値上がりする」などといった断定的判断を提供し、販売価格が好条件であるかのように裝って、株式の適正価値を判断する能力はもちろん、判断をするための情報を探知する能力すら有していなかった原告をしてそのように誤信させ、本件未公開株を購入させたものと認められる。以上のような行為は取引公序を著しく逸脱した詐欺的なものであり、民法709条の不法行為に該当する。

#### 4 請求原因(4)について

上記のような兵藤の不法行為の態様に照らせば、この不法行為は、G R S社の通常の業務と異質で偶発的なものとして行われたものでなく、G R S社の業として、違法な未公開株販売が行われたものと認められる。したがって、G R S社は、法人としての固有の不法行為責任を兵藤と共同して負うものというべきである（同法709条、719条1項）。

#### 5 請求原因(5)について

(1) 各末尾記載の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

ア G R S社が原告に販売した本件未公開株は、被告投資事業組合が、組合員からの出資金を用いて、日本植物燃料社の社長から購入し、組合員に交付していたところ、組合員の1社がG R S社に譲渡したものであった（被告田宮本人、弁論の全趣旨）。

イ 原告が、本件未公開株を購入した後、日本植物燃料社に対して電話で問合せをしたところ、被告投資事業組合に電話するよう案内された。原告が、

被告投資事業組合に電話したところ、被告田宮は、「その株券は本物ですよ。」、「原告の入金は一部はされていますよ。」などと回答するとともに、1株7万円で買い取ってもよいと提案した（甲7の1、7の2、11の1、11の2、14）。

ウ 被告投資事業組合は、GRS社から本件未公開株を購入した一般投資家から問合せがあった際には、株式分割の際の株券や配当金を渡すため株券番号を申告するよう指示し、そのための申請書を交付していた（甲15、16、被告田宮本人）。

(2) 上記各事実に照らせば、GRS社と被告投資事業組合及び被告エスボ社が密接な関係にあったことがうかがわれるのであって、GRS社が上記4のとおり組織的に違法な未公開株販売を行っていたことも総合すれば、被告投資事業組合及び被告エスボ社は、少なくとも、GRS社が、無登録で、一般投資家に対し、その本来的価値に比して著しく高額で、その旨を秘して販売することを認識し、若しくは容易に認識し得たにもかかわらず、GRS社に対し、被告投資事業組合の組合員を通じて本件未公開株を譲渡し、もってGRS社の上記不法行為を帮助したものと推認できるというべきであり、これに反する被告田宮の供述は採用できない。したがって、被告投資事業組合及び被告エスボ社は、GRS社とともに共同不法行為責任を負う（民法709条、719条2項）。

## 6 請求原因(6)について

上記5(1)の各事実によれば、被告田宮は、被告エスボ社の代表取締役として、被告エスボ社の業務執行全般につき違法な業務執行がされないよう監視監督すべき義務を負うところ、少なくとも、GRS社が、無登録で、一般投資家に対し、その本来的価値に比して著しく高額で、その旨を秘して販売することを認識し、若しくは容易に認識し得たにもかかわらず、被告投資事業組合及び被告エスボ社をして、GRS社の上記不法行為を帮助させたものと推認できると

いうべきであり、これに反する被告田宮の供述は採用できない。したがって、被告田宮は、本件不法行為について、取締役としての責任を負う（会社法429条1項）。

#### 7 請求原因(7)について

前記認定事実によれば、原告は、本件不法行為により、G R S 社への支払額1080万円に相当する損害を被ったものと認められる。また、本件不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当損害金として108万円を認めるのが相当である。

#### 第4 結論

よって、本訴請求は理由があるから、これをいずれも認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第14部

裁判官 榮 岳 夫

これは正本である。

平成22年10月29日

東京地方裁判所民事第14部

裁判所書記官 神戸由里子

